



一般廃棄物収集運搬業許可証

指令新環第 120 号  
平成 28 年 3 月 31 日

成和环境 株式会社  
代表取締役 豊田能史 様

新城市長 穂積亮次



平成 28 年 2 月 17 日付けで申請のありました一般廃棄物収集運搬業の許可の更新については下記のとおり許可します。

記

許可を受けた者の住所、氏名等	豊橋市東幸町字東明 5 番地 成和环境 株式会社 代表取締役 豊田能史
事業所の所在地	豊橋市東幸町字東明 5 番地
事業の種類	一般廃棄物の収集運搬
収集又は運搬する一般廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集運搬
許可期間	平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
許可条件	1 許可区域 新城市内一円とする。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び新城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例を遵守すること。 3 廃棄物の分別を徹底し、再資源化に努めること。
備考	